

令和7年度第5回南部町農業委員会総会会議録										
招集年月日	令和7年8月8日(金)									
招集場所	南部町役場天萬庁舎2階 大会議室									
開会時間	13時30分									
閉会時間	14時05分									
農業委員 出欠	番号	氏名	出・欠	番号	氏名	出・欠				
	1番			5番	井田 厚美	出席				
	2番	井上 武	出席	6番	田邊 元史	出席				
	3番	庄倉 三保子	出席	7番	恩田 一秀	出席				
	4番	黒木 美由紀	出席							
農地利用最適化推進委員 出欠	8番	牛田 弘則	出席	14番	秦野 勝仁	出席				
	9番	吉次 純一郎	出席	15番	板 秀樹	出席				
	10番	白川 透	出席	16番	足井 秀二	出席				
	11番	松本 美樹	出席	17番	野口 龍馬	出席				
	12番	糸田 雅樹	出席	18番	山田 安身	出席				
	13番	岡田 充生	出席							
議事録署名委員	17番	野口 龍馬		18番	山田 安身					
出席吏員	農業委員会事務局長 亀尾 憲司 農業委員会事務局長補佐 本田 秀和 農業委員会事務員 田邊 操枝									
傍聴人	0人									

付議案件	
議案番号	提出議案の題目
第1号	農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について
協議事項	(1) 農地利用最適化推進委員区域割検討委員会委員の選任について
その他	(1) 令和7年度第6回南部町農業委員会総会日程 (2) 農業委員及び農地利用最適化推進委員の改選スケジュール(予定)について

提出議案の題目	(発言者)	
1. 開会	局長	ただいまより、令和7年度第5回南部町農業委員会総会を開会致します。本日は全員出席でございます。農業委員会等に関する法律第27条及び南部町農業委員会会議規則第5条の規定により、本会は成立していることを報告致します。それでは日程2の会長挨拶をお願いします。
2. 挨拶	会長	(省略)
	局長	南部町農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、日程3以降は会長を議長として進行をお願いします。
3. 議事録署名委員及び書記の指名	議長	議事録署名委員及び書記の指名を行います。議事録署名委員は、17番野口龍馬委員、18番 山田安身委員、書記は田邊職員にお願いします。
4. 議事 議案第1号 農地法第3 条の規定に よる許可申 請に対する 許可につい て	議長	議事に入ります。議案第1号『農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について』上程致します。提案者より説明を求めます。
農地法第3 条の規定に よる許可申 請に対する 許可につい て	局長補佐	議案第1号農地法第3条の規定により提出された下記の許可申請について、許可することの可否についての採決を求めます。 【議案第1号朗読及び説明（議案書1ページ）】
		番号1
		土地の表示
		登記：田 現況：田 m <sup>2</sup>
		登記：田 現況：田 m <sup>2</sup>
		登記：畠 現況：畠 m <sup>2</sup>
		登記：畠 現況：畠 m <sup>2</sup>
		登記：畠 現況：畠 m <sup>2</sup>
		登記：田 現況：田 m <sup>2</sup>
		登記：田 現況：田 m <sup>2</sup>
		田4筆 m <sup>2</sup> 畠3筆 m <sup>2</sup> 合計：7筆 m <sup>2</sup>
		権利種別：所有権移転 贈与
		譲渡人：
		譲受人： さんから さんが贈与で取得し利用するための申請です。 全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしていると判断しての申請でございます。 経過につきまして説明をさせていただきます。さんは、さんので、平成 年に をされまして、その後、さんという方とをされました。元々は、さんの、とという形でされていまして、この間にさんのが亡くなられて、この土地をさんが相続されたそうです。しかし、平成 年頃からをされて、その後、したそうです。農地はされたときからずっとさんが作付け維持管理をされていて、農作業もほぼ休みなく300日は従事されているそうです。現在はにお住いのさんが作付等々の手伝いをされているそうです。このたび家族間でご相談をされて、さんの承諾も貰われて、贈与という形で所有権移転したいというお申出があり、今回の申請に至ったということでございます。ご審議をよろしくお願ひ致します。

	議長	議案第1号につきまして質疑に入ります。
	田邊委員	贈与の場合、法定相続人でないと贈与ができるないと決まりがあったように思いますが、法定相続人は決まっておりますでしょうか。
	局長補佐	<p>贈与につきましては、譲渡人と譲受人の双方で合意がなされれば可能だと思います。ただ、田邊委員がおっしゃられるのは、そこに法定相続人がおられる場合に、その方々とトラブルの無いようになんと協議がなされているかご心配されてのご質問だと拝察するところでござります。その部分につきましては、　さんが　された　との間には　さんはおられないそうですし、　さんは既に亡くなられています、　さんの方で相続人さんはおられないと伺っています。　さんと　さんの間には、　さん、　さん、　さんの3人の子供さんがおられます。</p> <p>さんが手伝っておられます、普段は　さんが管理されていると言う事もありまして、　さんが譲り受ける話し合いを家族でされて、さんにご相談をされて、　さんも了承されたということで今回の申請に至ったと伺っています。</p>
	田邊委員	法定相続人というのは、話し合いだけではなくて、書類上できちんとしたものがありますか。
	局長補佐	まだ相続が開始になっておりませんので、遺産分割協議とかをされていると伺っておりませんが、家族の中で話し合われて、譲渡人、譲受人さん双方で同意をされて申請をしたと伺っています。
	田邊委員	大丈夫だと思いますが、お子様が3人おられますので、事務局としてトラブルが無いようにお願いします。
	議長	司法書士さんが入っておられると思います。許可が下りて登記をするには法定相続人の署名捺印が必要ですから、貰われると思います。 他にございませんか。ご異議ございませんか。
	一同	異議なし。
	議長	異議なしと認め、議案第1号『農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について』議決、承認されました。
	5. 協議事項 農地利用最適化推進委員区域割検討委員会委員の選任について	議長 『農地利用最適化推進委員区域割検討委員会委員の選任について』と『農業委員及び農地利用最適化推進委員の改選スケジュール（予定）について』は関連していますので、一括で上程しても良いでしょうか。
6. その他 農業委員及び農地利用最適化推進委員の改選スケジュールについて	一同	異議なし。
	議長	一括で上程致します。事務局より説明をお願いします。
	局長補佐	<p>議案書の3ページをお開き下さい。皆様の任期は来年の7月19日をもって満了する予定でございます。新たな農業委員、農地利用最適化推進委員を改選する時期が近づいてまいりました。本日は、改選スケジュールの大まかな点について説明、報告をさせていただきます。</p> <p>まず、本日の総会におきましてスケジュール案、予定を提示させていただきました。9月に改正内容を農業委員さん、農地利用最適化推進委員さんに確認していただきます。その後に、地域振興協議会に訪問と書いてございますが、先ずは、地域振興協議会の会長、副会長会に、このスケジュールの説明をしたいと思います。その後に、協議会よりもう少し詳しく聞きたいという要望がございましたら、ご希望に沿って説明を</p>

	<p>してまいりたいと考えています。あわせまして、農業委員の選定委員会の委員について、委員の中に1名公募と規則上うたってございますので、公募を10月下旬から開始したいと思います。それぞれの地域に説明を行い、年明けの1月には各集落で初寄り合い等々があると思いますので、色々な話し合いをしていただければと考えているところです。</p> <p>農業委員の募集を2月中旬から1ヶ月間行う予定にしております。3月中旬で締切りまして、募集の取りまとめを行った後、4月に選定委員会を開催しまして、農業委員の候補者を選定する予定にしております。それを受けまして6月議会に議会議案として提出するための議案作成等々を行う予定にしております。6月に議会の方で同意を頂いた後、農業委員さんにつきましては7月20日の総会にて任命を頂く予定しているところでございます。</p> <p>農地利用最適化推進委員につきましては、4月中旬から推進委員の募集を開始します。5月中旬を締切りとして募集を行い、締め切り後に推進委員さんの募集の内容について取りまとめを行います。推進委員さんにつきましては、議会同意を頂いた後の新たな農業委員さんにより選定委員会を開催して、応募者の中から推進委員を決定していただきまして、7月20日予定の総会において委嘱をしていただく流れとなっております。</p> <p>大まかな開催スケジュールは上のとおりでございます。細かいスケジュール等々が決まりましたら総会の場でご案内させていただきます。</p> <p>農地利用最適化推進委員の募集につきまして、農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規則という1枚のものをお配りしています。こちらの第2条に各地区の募集人員が定められております。こちらの募集人員につきましては、この規則がスタートしてから10年近い年数がたっております。区割りの募集人数について見直す時期になっているのではないかというご意見があります。この度、この区域割り人数を議論していただくために、議案書の2ページに協議事項で上げております。農地利用最適化推進委員の区割り検討委員会というものを立ち上げて、委員さんの選任をいただきまして、区割りについてご議論をお願いしたいと考えています。委員の選任につきまして、どのような形で決定をしていくか等を皆様にお諮りしたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。以上、説明を終わります。</p>
議長	農地利用最適化推進員の区割り検討委員会の委員選任をしなくてはいけないと言う事ですか。
局長補佐	皆様に、どのような形で選任をするか、お諮りをさせていただきたいと思います。
議長	急に言われてもなかなか、手を上げる方もおられないと思います。
庄倉委員	執行部一任でお願いしたいと思います。
議長	執行部一任とのご意見がありますが、賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 全会一致で執行部一任とします。事務局から案がありましたら発表をお願いします。
局長補佐	執行部一任のご承認をいただきましたので、事務局より発表させてい

		ただきます。農地利用最適化推進委員区域割検討委員会の委員といたしまして、恩田会長、農業委員から田邊委員、庄倉委員、農地利用最適化推進委員から吉次委員、板委員の5名にお願いしたいと思います。
会長		会長である私と、農業委員でもあり第3番目の代表権のある田邊委員、庄倉委員と、農地利用最適化推進委員から吉次委員、板委員の5名で決定をさせていただきます。後日、農地利用最適化推進委員区域割検討委員会を開催しますのでよろしくお願ひいたします。
秦野委員		この区割り人数ですが、最初に決まった時の根拠があれば教えて下さい。
議長		最初は利用集積を目的としていまして、法人さんがおられる地区は少ない人数で、法人さんがおられない地区については、これから集積を進めて行かなければならぬし、集積が増えてくるだろうと配分人数を多くしました。しかし、10年近くが経過し、あまり効果が見えないというところを考慮しまして、配分人数の変更の検討が必要なのではとなった次第です。この検討委員会のスケジュールはどのようになっていますか。
局長補佐		この規則を改正した後に募集をかけたいと考えておりますので、11月か12月の総会で議案としてお諮りする形にしたいと思いますので、遅くとも11月までには最終的な案を決めていただきたいと考えております。
議長		総会にかけて承認を貰わなくてはいけないので早くしなければいけません。
局長補佐		最適化推進委員さんについては4月からの募集ですが、農業委員さんの募集までには、こちらの規則を固めて動いた方が良いと思いますので、そのようなスケジュールで進めてまいりたいと考えています。
議長		4名の方にはご足労おかげいたしますが、よろしくお願ひします。
令和7年度第6回農業員会総会の日程	議長	令和7年度第6回南部町農業委員会総会は、令和7年9月10日(水)に開催します。
その他	局長補佐	次第には記載しておりませんが、1点ご報告をさせていただきます。北海道研修旅行釧路市農業委員会の訪問についてという1枚物の資料をお配りしております。北海道研修旅行の際に釧路市の農業委員会さんに訪問しまして意見交換等々を行う日程を組んでおります。令和7年8月19日火曜日午後3時半から4時半までの1時間の予定で釧路市役所の方にお邪魔させていただきます。先方の釧路市農業委員会さんからは、農業委員さんが6名、事務局さんが2名の8名ご出席とのご連絡をいただいていますので、会長と相談しまして、南部町からは農業委員の6名の皆様と亀尾局長と本田でお邪魔させていただく予定にしています。推進委員の皆様、一般参加の皆様につきましては、この間は先にホテルにお入りいただく予定しております。詳細につきましては、決起集会の際に農協観光さんより説明があると思います。
閉会	議長	これにて令和7年度第5回南部町農業委員会総会を閉会致します。